

川崎市文化芸術活動支援奨励金 募集要項

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の場を制限されている文化芸術の担い手等を支援するとともに、インターネット上での動画を通じて市民が文化芸術に触れる機会を提供することを目的とします。

2 奨励金の申請ができる方

次の条件の全てに該当する個人又はグループ（ただし、法人格を有するものを除く。）です。

- (1) 申請する個人又はグループのメンバーの住所地又は活動拠点が川崎市内であること
- (2) 令和2年2月26日以前の過去1年間に川崎市内において文化芸術活動の実績があること（対価の支払いが行われているものに限る）。
- (3) 主として文化芸術活動に係る収入により生計を維持している者
- (4) 出演、展示予定だったイベントの中止等、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入の減少が見込まれていること。

注意！このような場合は奨励金の対象外となります

- ・ 1人の方が複数の申請事業に参加することはできません。
- ・ 上記(1)～(4)のいずれかに該当しない項目がある方がグループ内においても差し支えありませんが、その方は奨励金の対象外となります。
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者がいる
- ・ その他市長が適当でないと認めるもの

3 対象となる「文化芸術」の分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙されている次の各分野です。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- (5) 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

※ただし、食文化に関しては「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とし、飲食の提供を主な目的とするものは対象外となります。

4 対象となる活動

3分～30分の動画を制作してください（※）。川崎市がYouTubeに開設する「川崎市文化芸術応援チャンネル」で公開します。

2つのジャンルで企画を募集します。未発表の新作に限ります。

①作品：日頃からの文化芸術活動の成果や解説を動画にしたもの

- （例）・ダンス、音楽演奏、朗読、合唱、寸劇等のパフォーマンス
- ・絵画、工作等美術品等のライブ制作を録画
- ・自身関わった作品についての紹介、解説
- ・専門分野についてのトーク・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像

②子ども向けコンテンツ：幼児・小学生を視聴の対象にした動画

- （例）・楽器の演奏やダンス、工作等のコツを説明
- ・絵画や彫刻等の鑑賞のポイントを分かりやすく解説
- ・自作の紙芝居を上演

※スマートフォン等で動画を見る人が多いことから、特に5分～10分程度のものが好まれます。

5 奨励金の額

1人あたり5万円（上限額30万円・6人まで）

完成した動画データ及び事業報告書を川崎市に提出していただき、確認作業を行った後、川崎市から申請代表者に奨励金を振り込みます。

※奨励金は課税所得の扱いとなります。

6 募集人数

600人程度

7 募集期間

令和2年5月25日（月）～令和2年6月10日（水）
川崎市HPの応募フォームからエントリーしてください。
※応募状況により、早期に募集終了となる可能性があります



奨励金のご案内ページから応募
フォームにリンクします。

8 応募いただいた企画の選定

6月下旬までに、外部の有識者の意見を参考に企画の選定を行い、選定された応募者に奨励金の本申請をしていただきます。（申請書を郵送提出）
企画の選定の結果、奨励金の趣旨や予算の関係上、選に漏れる場合があります。

9 事業期間

決定の日から令和2年8月31日（月）まで
8月31日までに完成した動画データ及び実施報告書を川崎市に提出してください。

10 感染症拡大を防ぐために

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、自宅での「自撮り」やオンラインでの打ち合わせを活用することでメンバーの接触機会を減らす等、状況に応じた最大限のご配慮をお願いします。

11 その他

- （1）作品及び子ども向けコンテンツの著作権は事業実施者（採択を受けた申請者）に帰属し、川崎市は事業実施者が後日、他所において発表することや二次使用することを妨げません。
- （2）事業実施者以外が著作権を持つもの（音楽・シナリオ等）の権利処理については、事業実施者の責任・費用負担において適正な処理をお願いします。

特に音楽等の使用にあたっては、事前に YouTube や JASRAC 等の関係団体の著作権ルールをご確認ください。

(3) その他、詳細については別紙「動画ルール」を合わせてご確認ください。

12 お問い合わせ

川崎市HPの川崎市文化芸術活動支援奨励金のページにFAQ(よくある質問)を掲載します。FAQにないご質問等がある場合は、奨励金の事務局(市民文化局市民文化振興室)にお問い合わせください。

【川崎市文化芸術活動支援奨励金 事務局】

川崎市市民文化局市民文化振興室

e-mail : 25kw-art@city.kawasaki.jp

※緊急事態宣言に伴い在宅勤務を併用しているため、メールでのコミュニケーションにご理解・ご協力をお願いいたします。

川崎市文化芸術活動支援奨励金 動画ルール

本事業への申請にあたっては、募集要項及び本ルールをお読みいただき、同意いただいたうえでご申請ください。

1 対象とならない作品・子ども向けコンテンツ

以下の内容を含む動画は奨励金の対象事業となりません。

- (1) 申請者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 企業・商品等の宣伝や販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、申請者・関係者名を偽った申請等公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

2 動画の権利、使用取扱い

- (1) 動画の著作権は、全て事業実施者に帰属します。ただし、川崎市は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択動画を、無償かつ通知を要せずに無期限に利用することができるものとしします。なお、川崎市の利用にあたり、申請者は著作者人格権を行使しないものとしします。
- (2) 動画には、配信環境等の技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 事業実施者の名称等の情報は、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

3 個人情報の取扱い

事業運営のため取得された個人情報は、川崎市個人情報保護条例ほか関係法令に則り、適正に管理いたします。

また、業務実施のため川崎市及び委託業者から手続き・作業に関する連絡をさせていただく場合があります。

4 動画の公開

提出いただいた動画は内容確認の後、川崎市がYouTubeに開設する「川崎市文化芸術応援チャンネル」で公開します。

【川崎市文化芸術応援チャンネル】

<https://www.youtube.com/channel/UCTq0ZjvG4iYn0pSs9DZ9wFA>



5 その他

- (1) 動画について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の主張や請求があった場合、事業実施者の責任と負担で解決するものとし、川崎市は一切の責任を負いません。
- (2) 事業実施者以外が著作権を持つもの（音楽・シナリオ等）の権利処理については、事業実施者の責任・費用負担において適正な処理をお願いします。
- (3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを順守してください。
- (4) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (5) 奨励金の交付後に、虚偽の申告等本事業の関係規定に違反していることが判明した場合は、奨励金を返還していただくことがあります。
- (6) 住所や連絡先を変更したときは、速やかにご連絡ください。連絡がつかない場合、採択を取り消すことがあります。

動画は下記のファイル形式のいずれかで制作してください。

- ・ .MOV
- ・ .MP4
- ・ .AVI
- ・ .WMV
- ・ .FLV

●YouTube でサポートされているファイル形式

<https://support.google.com/youtube/troubleshooter/2888402>

●動画と音声の形式設定の仕様

<https://support.google.com/youtube/answer/4603579>

●動画の解像度とアスペクト比

<https://support.google.com/youtube/answer/6375112>

●アップロードする動画におすすめのエンコード設定

<https://support.google.com/youtube/answer/1722171>

●YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms>

申請から奨励金交付まで

